

## 運営評価の改善報告について

### I 改善指導

#### 1 改善指導の対象は以下の要件のいずれかに該当する場合とする。

(1) I 運営体制の不適項目が3割を超える。

(2) II 業務の状況のB評価項目が3割を超える。

※上記に当てはまらないセンターについては自主改善に任せる。

#### 2 改善指導の流れ

令和5年度運営評価において、不適ないしB評価を受けた項目を中心に、当該地域包括支援センター運営法人に運営の改善を促す。

(1) 評価委員会にて、運営改善指導を当該センターに出すことを提案。

(2) 運営協議会にて承認

(3) 改善指導を受けたセンターは1か月以内に改善報告書を市介護保険課に提出。

⇒評価委員会、運営協議会に報告

(4) 神戸市「あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）」公募要領に記載する委託期間内に、改善指導を連続2年以上受けた地域包括支援センターについては、改善が確認されるまで、神戸市が継続的に実地指導を行う

⇒評価委員会、運営協議会に報告

#### 3 令和5年度評価における改善指導対象センターなし

### II 改善報告

#### 1 改善報告の流れ

(1) 評価の結果に「不適」もしくは「B評価」がある地域包括支援センターは、自主改善を行う。

(2) 自主改善を行ったセンターは、改善報告書にて神戸市に提出する。

⇒評価委員会、運営協議会に報告